

電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人の事業税（収入金額課税）について

小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人の法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とした収入割等により申告していただくこととなります。（地方税法第72条の2第1項第3号、第72条の12）

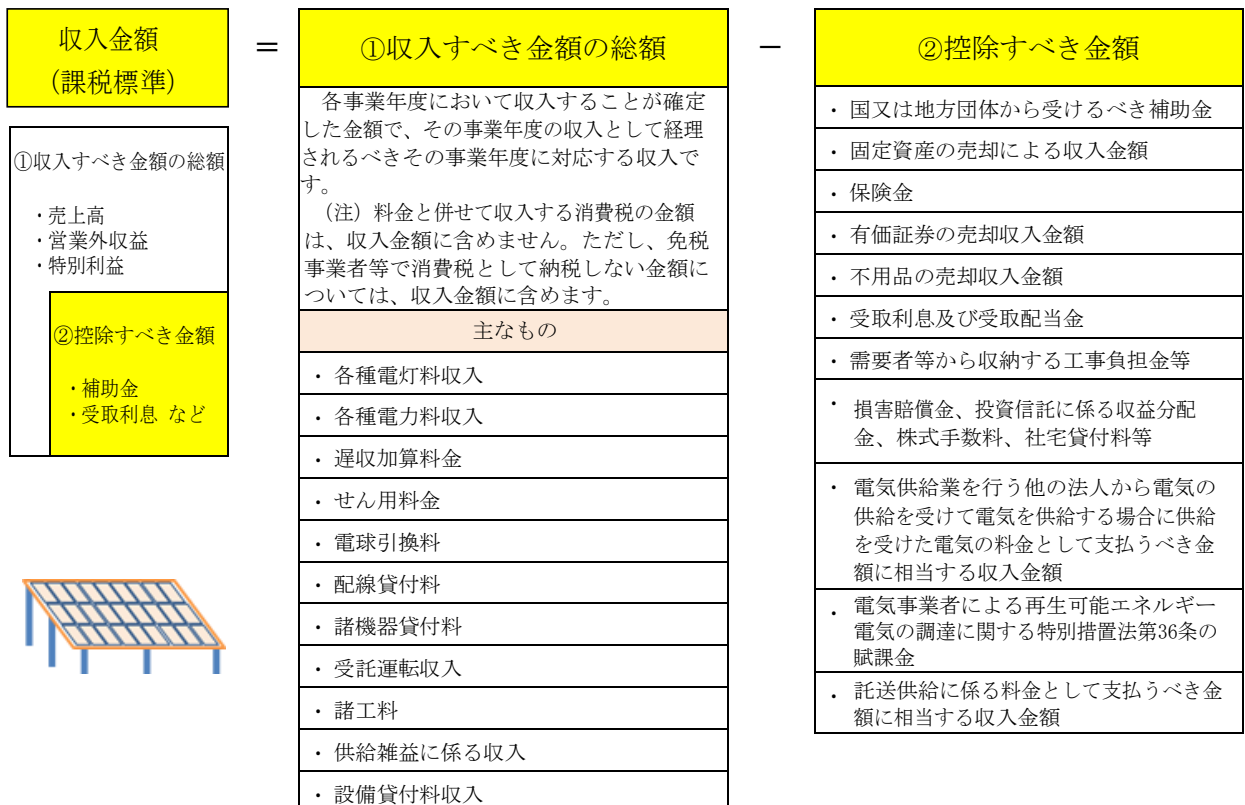
※電気供給を開始した場合は、電気の供給を始めた事業年度から電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業に該当します。
 ※現に電気を供給している実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（地方税法取扱通知（県）第3章第2節4の9の2）

税額計算について

| 税区分 | | 課税標準 | 税 率 | | |
|----------------------|-------|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| | | | H27.4.1からR1.9.30までに開始する事業年度 | R1.10.1からR2.3.31までに開始する事業年度 | R2.4.1以後に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 収入割 | 収入金額 | 0.9% | 1.0% | 0.75% |
| | 所得割 | 資本金1億円以下の普通法人等 (小売・発電・特定卸供給業に係る)所得 | — | — | 1.85% |
| | 付加価値割 | 資本金1億円超の普通法人 付加価値額 | — | — | 0.37% |
| | 資本割 | 資本金等の額 | — | — | 0.15% |
| 特別法人事業税又は 地方法人特別税 | | 法人事業税 収入割額 | 43.2% | 30.0% | 40.0% |

(注1) 収入割に加えて、資本金1億円超の外形標準課税適用法人は付加価値割及び資本割が、それ以外の法人は所得割が課されます。
 (注2) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度は特別法人事業税となります。
 (注3) 特定卸供給業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

課税標準となる収入金額の算定



電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合について

| | 算定方法 | 算定の詳細 |
|----|--|--|
| 原則 | <p>電気供給業（収入金額課税）とその他の事業（所得等課税）の事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額、税額を算定し、それら税額の合算により申告納付してください。</p> <p>①電気供給業→収入割及び所得割 （及び付加価値割、資本割）</p> <p>②その他事業→所得割 （及び付加価値割、資本割）</p> | <p>〔両事業部門に共通する収入金額又は経費があるとき〕</p> <p>共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の最も妥当と認められる基準（例：売上金額）によって按分してください。</p> |
| 例外 | <p>従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、従たる事業を主たる事業のうちを含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を算定することができます。</p> | <p>〔従たる事業の「軽微なもの」の判定〕</p> <p>一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。</p> |

※上表の原則の算定方法による場合、予定申告を除き、申告の際に区分計算書を添付してください。また、一部の申告書様式をそれぞれの事業ごとに作成していただく必要がありますので、ご注意ください。

ご提出いただく申告書及び添付書類等について

小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）を行う法人が申告する際には、主に次の書類の提出が必要です。（このほか、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。）

○確定申告・中間申告（仮決算による中間申告）等（令和2年4月1日以後開始事業年度分）

- ・ 法人事業税・特別法人事業税・法人県民税の中間・確定申告書（第6号様式（その2））（注1）
- ・ 法人の所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）（注2）（注3）
- ・ 法人の収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）（注3）
- ・ 法人の欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）（注3）
- ・ 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）（注3）
- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ 法人税法施行規則様式別表4
- ・ 電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の計算書（任意様式での提出が可能）
- ・ その他収入金額算定の基礎資料等

（注1） 令和2年度税制改正により、小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人は、第6号様式ではなく、「第6号様式（その2）」を使用することとされています。（特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。）

（注2） 「第6号様式（その2）」には、所得金額の計算の内訳を記載する欄がないため、所得の計算を行う場合は、「第6号様式別表5」を使用することとされています。

（注3） 課税方式の異なる事業ごとに提出の必要があるため、「法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業」等の欄について、該当する号数を○で囲み、それぞれの事業ごとに提出ください。なお、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業等については、次の(ア)～(ウ)のとおりです。

- （ア） 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業…下記（イ）、（ウ）以外の事業
- （イ） 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業…電気供給業（小売・発電・特定卸供給業を除く）、導管ガス供給業、保険業（生命・損害・少額短期保険業）
- （ウ） 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業…電気供給業（小売・発電・特定卸供給業）
- （エ） 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業…特定ガス供給業

○予定申告（令和2年4月1日以後開始事業年度分）

- ・ 法人事業税・特別法人事業税・法人県民税の予定申告書（第6号の3様式（その2））（注1）

（注1） 令和2年度税制改正により、小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人は、第6号の3様式ではなく、「第6号の3様式（その2）」を使用することとされています。（特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。）

収入金額課税に関する Q&A

| | |
|-----|---|
| Q 1 | まだ電気供給を開始していない場合の事業年度の課税はどうなりますか？ |
| A 1 | 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金1億円超の普通法人は、付加価値割及び資本割を含む）により申告してください。 |
| Q 2 | 電気供給業を開始しましたが、届出等の提出は必要ですか？ |
| A 2 | 事業の種類の変更は届出事項のため、登記簿謄本の写しを添付のうえ、「法人の事業等変更申告書」をご提出ください。なお、事業の種類の変更により課税標準の計算方法も変更となる場合がありますので、ご注意ください。 |
| Q 3 | 収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業）と所得等課税事業を併せて行っている法人ですが、どのように申告したらよいですか。 |
| A 3 | <ul style="list-style-type: none">・ 資本金1億円以下の普通法人等の場合 収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業）に係る収入割及び所得割と所得等課税事業に係る所得割を個別に計算したうえで、それぞれの割ごとに定められた税率を乗じ、その合算額を事業税として申告してください。・ 資本金1億円超の普通法人の場合 収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業）に係る収入割、付加価値割及び資本割と所得等課税事業に係る所得割、付加価値割及び資本割の課税標準額を個別に計算したうえで、それぞれの割ごとに定められた税率を乗じ、その合算額を事業税として申告してください。 ※欠損金の取り扱いについては、下記Q 7及びQ 8をご参照ください。 |
| Q 4 | 無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所がありませんが、どのように申告すべきでしょうか？ |
| A 4 | 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する場合には申告義務はありません。 |
| Q 5 | 電気供給業を行っている法人が解散した場合、法人事業税において電気供給業に該当しなくなりますか？ |

A 5 法人が解散して清算活動を行う場合、解散前に継続して電気供給業として収入金額課税事業又は収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業）として申告していたときは、その清算活動についても電気供給業として取り扱います。

Q 6 中間申告は必要ですか？

A 6 収入割を申告する法人で事業年度が 6 月を超える法人は、法人税の中間申告義務がない場合であっても、法人事業税・特別法人事業税については必ず中間申告納付をしなければなりません。

ただし、清算中の法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人（収益事業以外は非課税である法人）、人格のない社団等、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人（特別法人）、外国法人で申告納付の期限内に納税管理人を定めなくてこの法律の施行地に事務所等を有しないこととなるに至ったもの（当該事務所等を有しないこととなる日前に既に法第72条の26第1項の規定により申告書を提出したもの又は法第72条の9第2項の認定を受けたものを除く。）は除きます。

Q 7 収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業）と所得等課税事業を併せて行っている場合、所得等課税事業の所得割に係る繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A 7 それぞれの事業の所得の計算上生じた欠損金額は、翌期以降のそれぞれの所得金額に限って控除することができます。

したがって、所得等課税事業に区分された繰越欠損金のみ、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

※申告方法については、上記Q 3をご参照ください。

Q 8 令和2年3月31日以前開始事業年度に生じた小売電気事業等又は発電事業等に係る繰越欠損金を翌期以降において控除できますか？

A 8 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

したがって、令和2年3月31日以前開始事業年度に生じた当該事業に係る繰越欠損金を翌期以降において控除することはできますが、繰越欠損金の計算の根拠となる資料を添付して申告してください。

※申告方法については、上記Q 3をご参照ください。

【お問い合わせ先】

富山県総合県税事務所

課税第一課事業税第一班 Tel 076-444-4504